

改正後

別表第1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	
法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)~(5) (略)			
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(一の項ト)	20年 ・官報 ・公布裁可書(御署名原本)	
		(7) (略)			
2	条約その他 の国際約束 の締結及び その経緯	(1)~(5) (略)			
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(二の項ニ)	20年 (保存 期間満 了時の 措置を 廃棄の 措置と 定めた 文書(経 済協力 関係等 で定型 化し、重 要性が ないも の)につ いては 30年)	・官報 ・公布裁可書(御署名原本)
		(7) (略)			
3	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)~(5) (略)			
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(一の項ト)	20年 ・官報 ・公布裁可書(御署名原本)	
		(7) (略)			
4	規則の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)~(3) (略)			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書(一の項 ト)	20年 ・官報	

改正前

別表第1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	
法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)~(5) (略)			
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(一の項ト)	20年 ・官報の写し ・公布裁可書(御署名原本)	
		(7) (略)			
2	条約その他 の国際約束 の締結及び その経緯	(1)~(5) (略)			
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(二の項ニ)	20年 (保存 期間満 了時の 措置を 廃棄の 措置と 定めた 文書(経 済協力 関係等 で定型 化し、重 要性が ないも の)につ いては 30年)	・官報の写し ・公布裁可書(御署名原本)
		(7) (略)			
3	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)~(5) (略)			
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(一の項ト)	20年 ・官報の写し ・公布裁可書(御署名原本)	
		(7) (略)			
4	規則の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)~(3) (略)			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書(一の項 ト)	20年 ・官報の写し	

		(5) (略)			
5～13 (略)					
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①～④ (略)	⑤官報公示に関する文書（二十	10年 ・官報
		(2) (略)			
15～20、41 (略)					
備考 (略)					

		(5) (略)			
5～13 (略)					
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①～④ (略)	⑤官報公示に関する文書（二十	10年 ・官報の写し
		(2) (略)			
15～20、41 (略)					
備考 (略)					

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。